

「不審者の侵入対策等の防犯措置と緊急対応について」

愛知県警察本部 生活安全総務課 太田 剛史

1 防犯の4原則

犯罪を防止するための4つの原則、これは「時間・光・音・地域の目」です。この4原則に基づく対策を組み合わせることで、より大きな防犯効果が得られます。

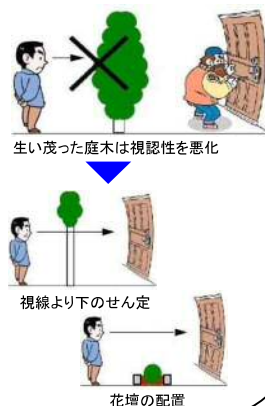


2 防犯環境設計

「防犯環境設計」とは、犯罪企図者に犯罪を「やりにくい」、「やめよう」と思わせる工夫をした建物や住環境の設計のことです。防犯環境設計には4つの基本的な原則（要素）があり、これらを組み合わせて導入することが重要です。

監視性の確保

- 庭木のせん定、花壇の配置、メッシュ柵の活用などにより、自然な監視性を確保する。



- センサーライト、門灯などを配置して夜間の見通しを確保する。

領域性の確保

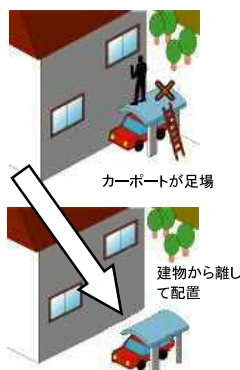
- 住民同士のあいさつ運動などを展開し、不審者を寄せ付けない環境を形成する。



- 地域のコミュニティを活性化し、地域全体の領域性を高める。

- カギ付の門扉を設置するなど、建物そのものに近づけさせない。

- 塀、カーポート、物置を建物から離して設置したり、エアコンの室外機を窓の下に設置しないなどし、高窓、2階への足場を利用させない。



接近の制御

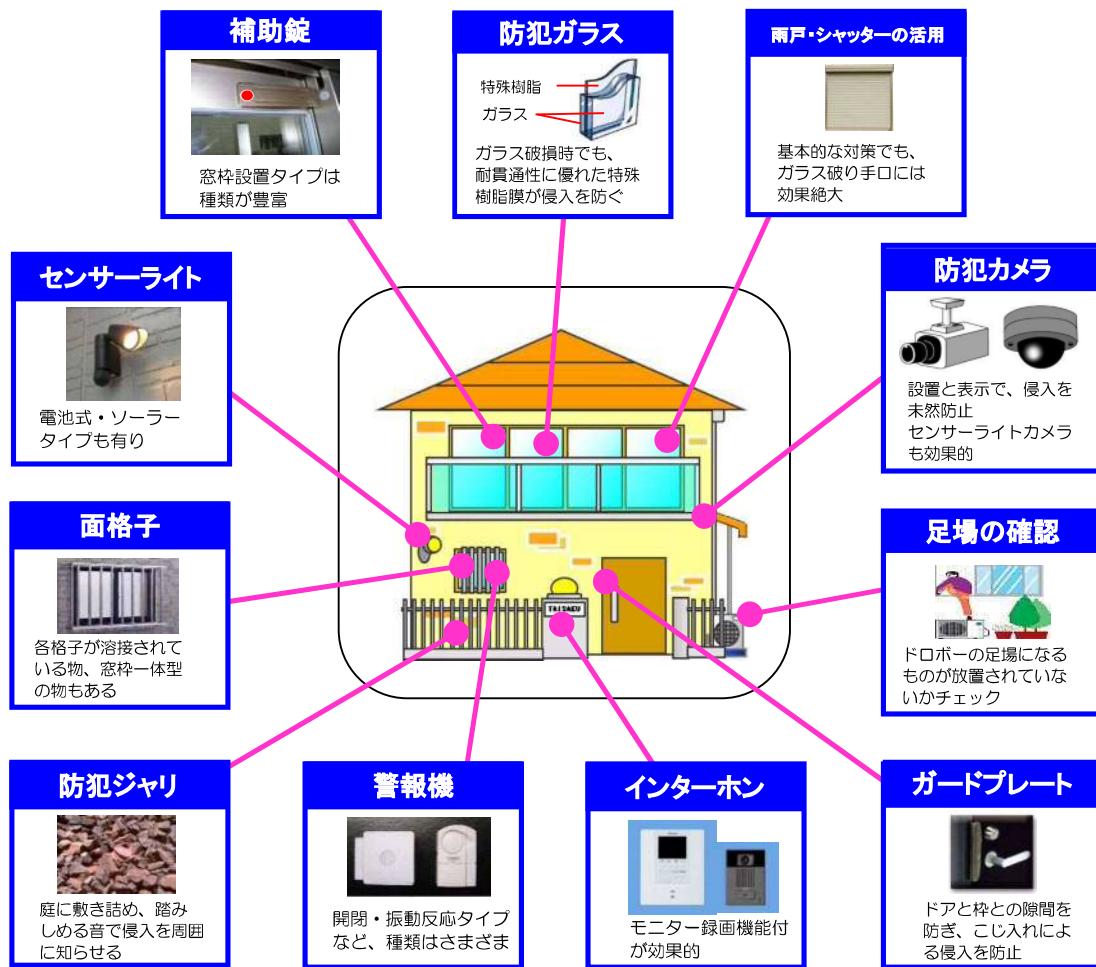


- 「CP建物部品」でドア、窓、面格子などを強化する。

- 補助錠、サムターンカバーなどで、窓、ドアの防犯性を補強する。

対象物の強化

3 具体的な防犯対策



ドロボウと闘う『CP建物部品』って何？



CPマーク

警察庁が国交省や経産省、さらに建物部品関連の民間5団体と共に設置した官民合同会議にて、ドアや窓等の各建物部品について耐性試験、検討を重ね、「侵入までに5分以上の時間を要する」等一定の防犯性能があると評価した建物部品を「防犯性の高い建物部品＝CP建物部品」として公表しました。 ※ CP (Crime Prevention) = 防犯



侵入までに5分かかるとドロボウの約7割が犯行をあきらめるというデータがあります。

CPマークは、ドア、錠、ガラス、サッシ、シャッター等17種類3,200品目以上に使用されています。



★ 身近な犯罪情報、不審者情報は
メールマガジン「パトネットあいち」から
お住まいの地域で発生した犯罪や不審者の情報をタイムリーに
配信します。登録は右のQRコードから！！



介護保険関連車両の「警察署長の駐車許可」の取扱い

愛知県警察本部交通規制課

1 駐車許可要件

駐車許可は、下記のいずれにも該当する場合に限り許可されます。

- (1) 許可を受けようとする駐車的时间
 - ア 駐車に係る用務の目的を達成するため必要な時間を超えないこと。
 - イ 駐車の時間帯が、駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害するものでないこと。
- (2) 許可を受けようとする駐車場所
 - ア 道路標識により、駐車が禁止されている場所であること。
 - イ 駐停車禁止場所（交差点、横断歩道等）、無余地場所、駐車方法違反（左側端に沿わない駐車等）になる場所でないこと。
 - ウ 駐車の場所が、駐車により交通に危険を生じ、又は交通を阻害するものでないこと。
- (3) 許可を受けようとする駐車の利用
 - ア 公共交通機関等の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難であると認められる用務であること。
 - イ 道路使用に該当する用務でないこと。
 - ※ 例えば、移動入浴車で車内からホースを直結させて屋内に給湯する方法による場合は、道路使用許可の対象になります。

2 申請に必要な書類等 各2通

- (1) 駐車許可申請書 様式第10（第3条の5関係）
- (2) 許可を受けようとする車両の運転者の運転免許証の写し
- (3) 許可を受けようとする車両の自動車検査証の写し
従業員等の車両を使用する場合
 - 事業所が社用車として借り上げる契約書（写しでも可）
 - 駐車許可証及び駐車許可標章を事業者が保管管理する誓約書（原本に限ります。）
 - ※ 誓約書の署名欄は、従業員の方が**直筆**で記載してください。
- (4) 許可を受けようとする駐車場所及びその周辺の見取り図（建物又は施設の名称が判別できるもので、当該駐車場所を明示したもの）
- (5) 事業者の指定通知書の写し
- (6) 訪問先の一覧表（住所・氏名を記載したもの）
- (7) 従業員の資格証の写し

3 申請先

駐車を必要とする場所を管轄する警察署の交通課

※ 複数の警察署にわたるときは、それぞれの警察署長の許可が必要となります。

4 注意事項

- (1) 許可を受けた場所で駐車をしている間は、車両の前面の見やすい箇所に駐車許可標章、駐車許可証及び見取図を掲出してください。
- (2) 駐車許可標章及び駐車許可証は、事業者が保管管理し紛失防止に努めてください。
- (3) 許可後に訪問先が追加になった場合は、訪問先のリストと見取図を駐車場所を管轄する警察署に提出し、追加が可能か相談してください。
- (4) 借上車両を使用する場合に事業所の車両が5台以上となった場合は、安全運転管理者の選任届を事業所を管轄する警察署に提出してください。

5 問い合わせ先

申請先の警察署交通課又は愛知県警察本部交通規制課にお尋ねください。

往診、訪問看護等記載例

様式第10（第3条の5関係）

駐 車 許 可 申 請 書 申請書を提出した日 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日		
愛 知 県 ○○ 警 察 署 長 殿 <b style="color: red;">※ 業務に従事する事業所等が申請者と異なる場合は、余白部分に事業所名等を記載してください。 該当箇所に○を付けてください。	申請者 住 所 名古屋市区○町○丁目○番地 ○○介護事業所 氏 名 代表者 ○○ ○○ ㊞ （法人にあつては名称及び代表者の氏名） 電 話 （○○○）○○○－○○○ <b style="color: red;">必ず連絡が取れる電話番号を記載してください。	
駐 車 禁 止 の 場 所 下記のとおり、時 間 制 限 駐 車 区 間 において駐車したいので許可してください。 高齢運転者等専用時間制限駐車区間		
車 両	種 別	例：普通乗用
	番 号	例：名古屋○○○な・110
駐 車 の 期 間		平成 ○○ 年 ○ 月 ○ 日 時から 平成 ○○ 年 ○ 月 ○ 日 時まで <b style="color: red;">※ 期間は、最長1年 ※ 時間は、24時間で許可をすることができます。
駐 車 の 場 所		例：「別添見取図のとおり」又は 「○○警察署管内の別添訪問先一覧表付近道路」
駐車を必要とする理由		例：介護保険法（訪問介護、居宅介護支援） <b style="color: red;">※ 同一の根拠に限り、複数の業務を包括して申請することができます。
第 号 駐 車 許 可 証 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。		
年 月 日		
愛 知 県 警 察 署 長		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

※ 申請書は、根拠法令ごとに（「介護保険法」「障害者総合支援法」「医療保険法」「健康保険法」「児童福祉法」）に分けて提出してください。

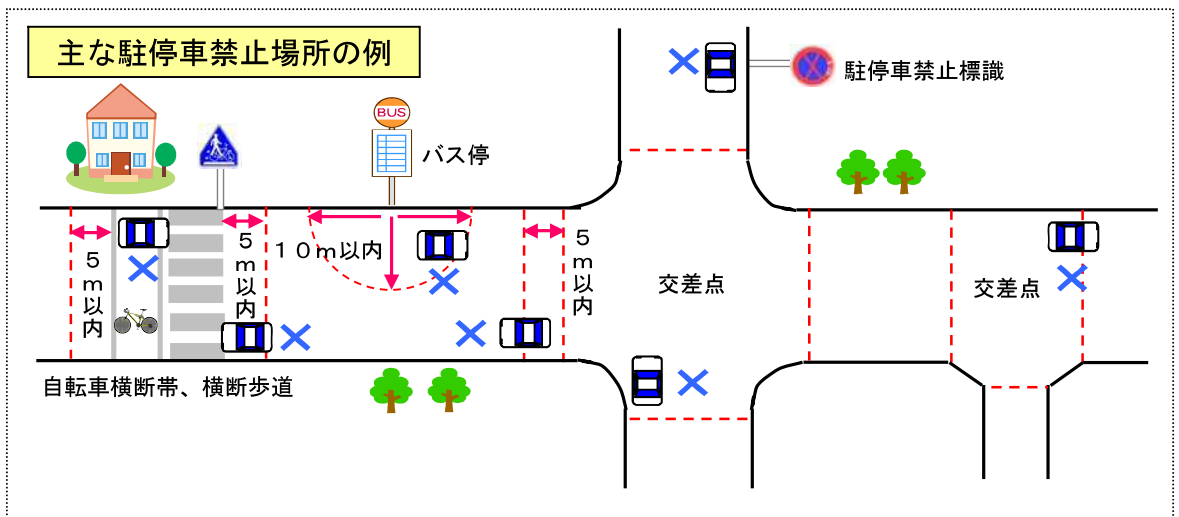
次のような場所(方法)では、駐車許可は受けられません。
また、駐車許可証(標章)を掲出しても駐車することはできません。

～ 必ず駐車(停車)場所を確認しましょう ～

1 停車及び駐車を禁止する場所

(普通車の場合：違反点3点、反則金18000円の違反です。)

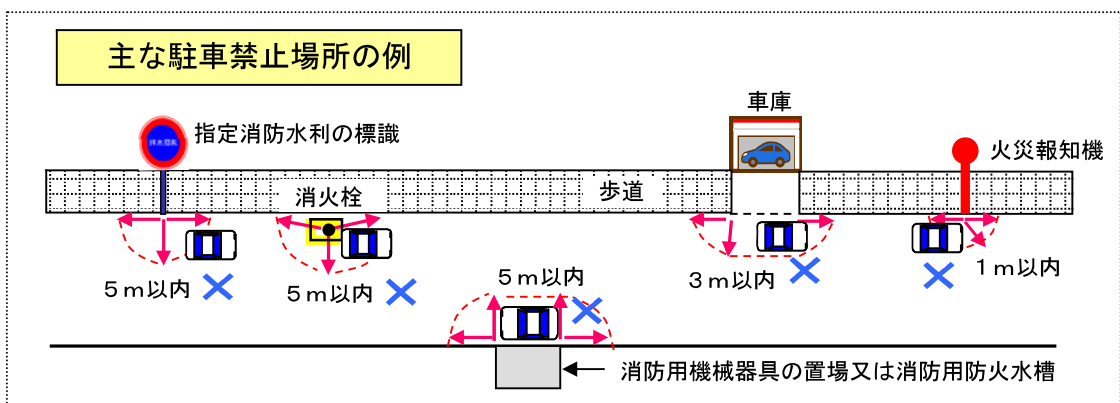
- ① 道路標識又は道路標示により停車及び駐車が禁止されている道路の部分
- ② 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内(通常は路面電車の線路部分)
坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- ③ 交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の部分
- ④ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分
- ⑤ 安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分
- ⑥ バス停から10メートル以内の部分
- ⑦ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分



2 法定の駐車禁止場所

(普通車の場合：違反点2点、反則金15000円の違反です。)

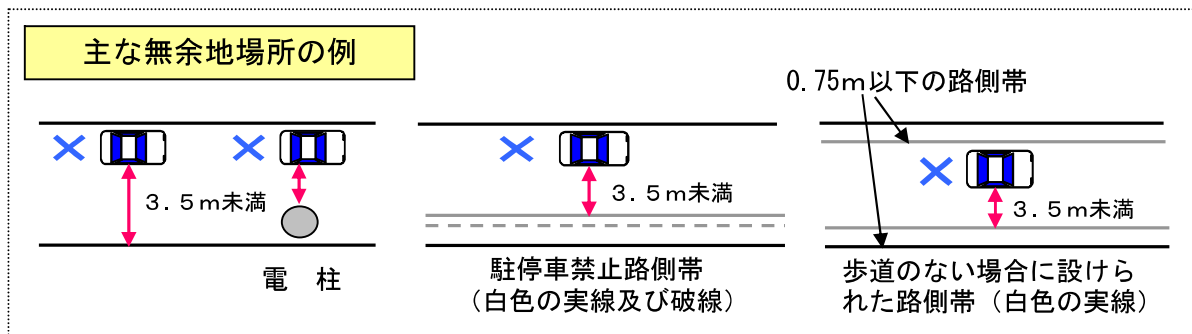
- ① 駐車場や車庫などの自動車用の出入口から3メートル以内の部分
- ② 道路工事が行なわれている工事区域の側端から5メートル以内の部分
- ③ 消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの出入口から5メートル以内の部分
- ④ 消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置又は消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から5メートル以内の部分
- ⑤ 火災報知機から1メートル以内の部分



3 無余地場所

(普通車の場合：違反点2点、反則金15000円の違反です。)

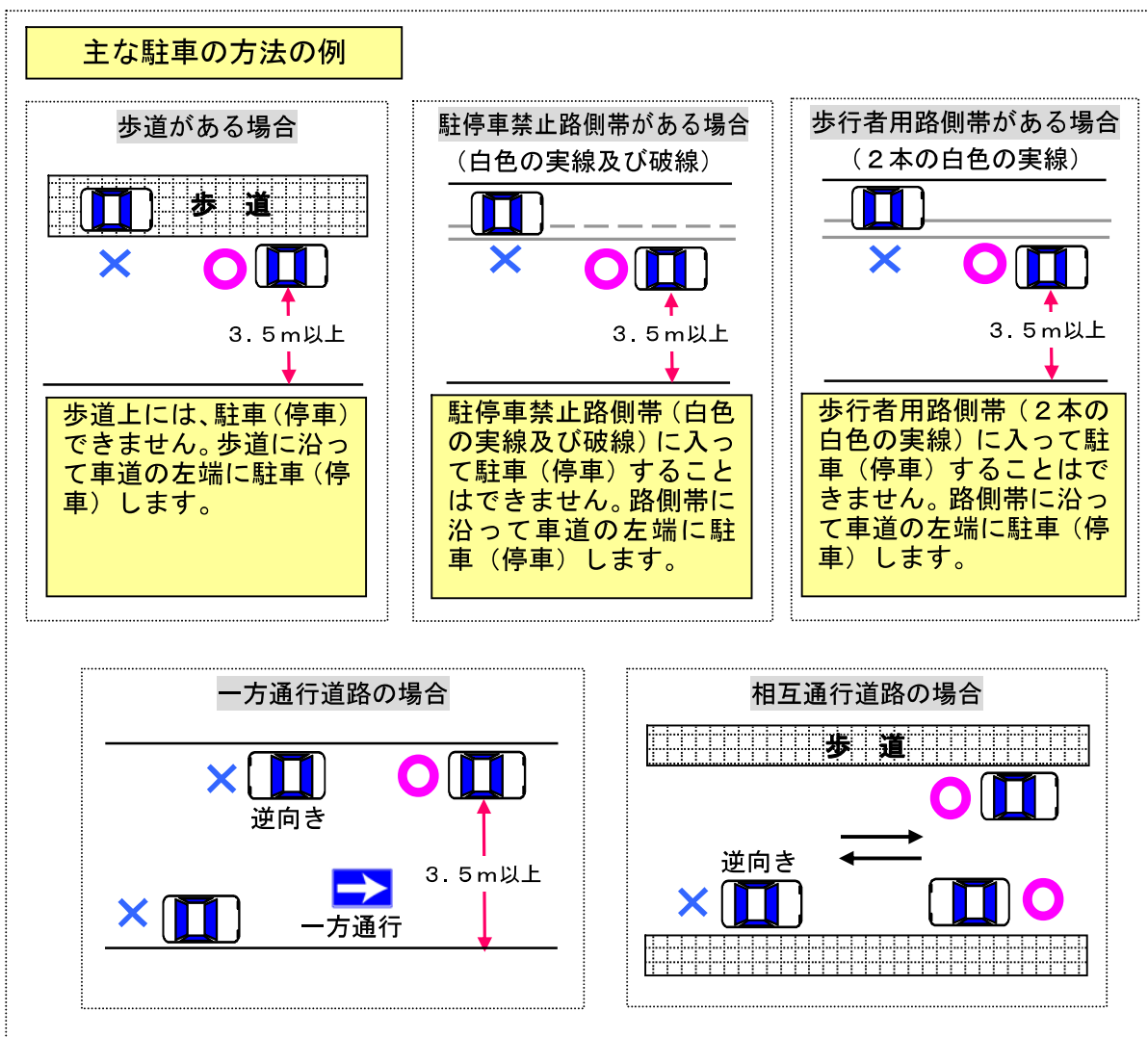
道路(車道)の左側端に沿う等正しい方法で駐車した場合、車両の右側の道路(車道)上に3.5メートル以上の余地がない場所



4 停車又は駐車の方法に従わない駐車

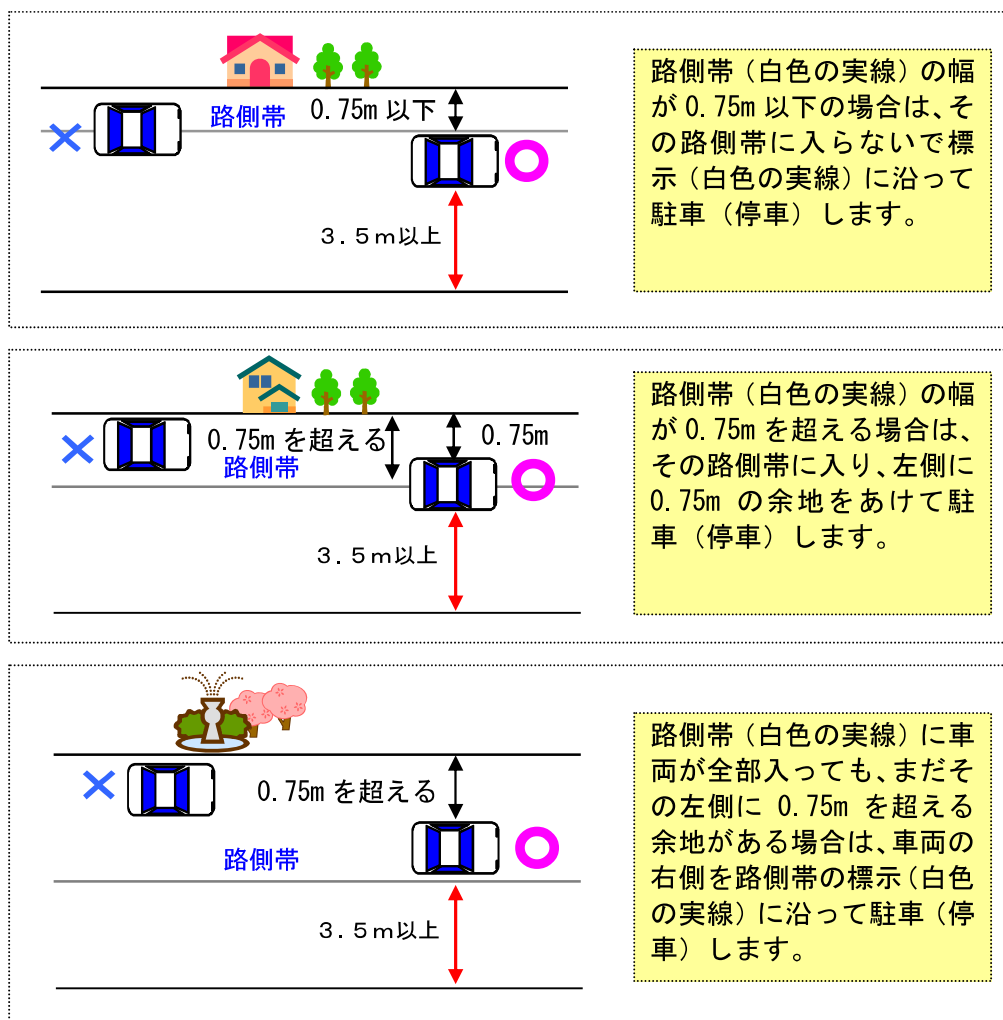
(普通車の場合：違反点2点、反則金15000円の違反です。)

- ① 車両は、駐車(停車)するときにおいて道路(車道)の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならない方法で駐車(停車)しない場合

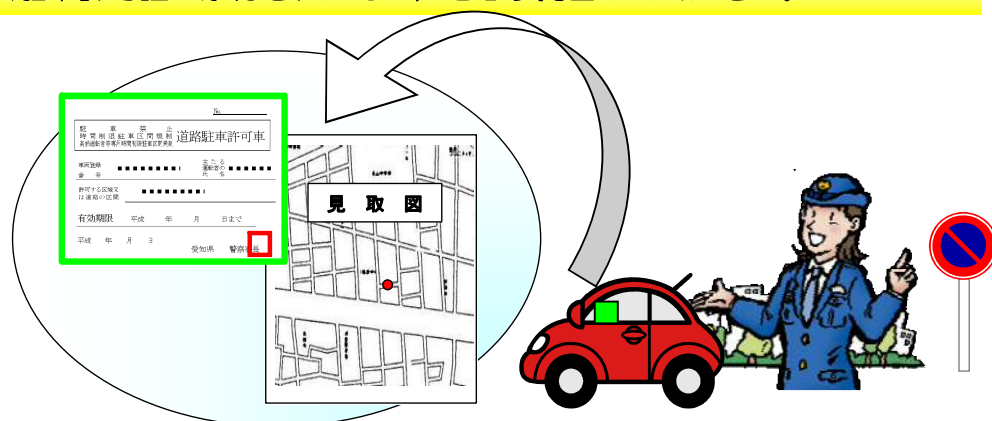


- ② 駐停車が可能な路側帯が設けられている場所に、駐車（停車）する場合に次の方法により、かつ、他の交通の妨害とならない方法で駐車（停車）しない場合

※ 駐停車が可能な路側帯とは、歩道がない道路に設けられた白色の実線によって区画された道路の部分です。



当該許可に係る駐車をしている間は、当該車両の前面の見やすい箇所に**駐車許可標章及び駐車許可証**と共に**当該駐車場所を明示した見取図**（駐車許可証に添付されたもの）を必ず掲出してください。



介護サービス施設関係者の方へ

送迎中の交通死亡事故発生！



交差点では
しっかり止まって
しっかり
確認！

Stop
Slow
Smart



同乗者の方には



管理者の方へ

○運転者への注意喚起、
無理のない送迎計画の策
定をお願いします

運転者の方へ

○シートベルトの正しい
着用、車いすの確実な固
定をお願いします

